

〇〇幼稚園運営規程

（施設の目的及び運営の方針）

第1条 この幼稚園（以下「当園」という。）は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、入園する子どもを保育し、子どもの健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

2 当園は、教育基本法（平成18年法律第120号）、学校教育法（昭和22年法律第26号）及び子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）その他の関係法令並びに関係条例を遵守して運営する。

（提供する教育の内容）

第2条 当園の教育課程その他の教育の内容は、園則第〇条に定めるとおりとする。

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第3条 当園に置く教職員組織は、園則第〇条に定めるとおりとする。

2 前項の職員の職務は、学校教育法その他の関係法令の定めるところによる。

（教育を行う日及び時間並びに教育を行わない日等）

第4条 当園の教育を行う日及び時間並びに教育を行わない日等は、園則第〇条に定めるとおりとする。

（保護者から受領する利用者負担）

第5条 当園においては、札幌市子ども・子育て支援法施行条例（平成26年札幌市条例第48号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収し、当該市町村から施設型給付費等を法定代理受領する。

2 **上乗せ徴収をする場合：**条例第14条第3項の規定に基づき、当園の教育の質の向上を図るため、表1に掲げる費用について、保護者から特定保育料の支払を受けるものとする。

表1

項目	内容及び負担を求める理由・目的	金額	徴収時期
〇〇レッスン代	〇〇のレッスンを行うための講師謝礼及び教材料費のため。	〇〇円/年	〇月〇日
入園受入準備金	入園手続きに係る事務経費のため。	〇〇円	入園時

- 3 実費徴収をする場合：当園は、条例第 14 条第 4 項の規定に基づき、表 2 に掲げる費用について、保護者から支払を受けるものとする。ただし、食事の提供に要する費用のうち、教育・保育給付認定を行った市町村が免除の決定を行った支援法第 19 条第 1 号の子ども（以下「1 号認定子ども」という。）の副食の提供に要する費用を除く。

表 2

項目	内容及び負担を求める理由・目的	金額	徴収時期
主食費	食事の提供に要する費用のうち主食にかかる費用であり、3 歳児クラス以上の子どもの給付費に含まれないため。	〇〇円/月	毎月〇日
副食費	食事の提供に要する費用のうち副食にかかる費用であり、3 歳児クラス以上の子どもの給付費に含まれないため。	〇〇円/月	毎月〇日
〇〇保険料	〇〇〇の際に給付を受けるため。	〇〇〇円/月	〇月〇日

- 4 当園においては、前項に規定する費用のほか、必要に応じ、教育の提供において通常必要とされるものであって入園する子どもの教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と思われる費用について支払を受けるものとする。
- 5 第 2 項から第 4 項の費用については、書面により保護者に事前に説明し、保護者の同意を得たうえで徴収する。上乗せ徴収をする場合：また、第 2 項の費用については、文書により保護者の同意を得るものとする。
- 6 第 1 項から第 4 項までの利用者負担の支払いを受けたときは、第 1 項から第 4 項までの費用の区分ごとに、当該費用に係る領収証を保護者に交付する。

（子どもの区分ごとの利用定員）

第 6 条 当園の 1 号認定子どもの利用定員は、〇人とする。

（利用の開始及び終了に関する事項等）

第 7 条 当園の入園、退園、休園、終了等に関する事項は、園則第〇条に定めるとおりとする。

- 2 本園は、1 号認定子どもの利用定員の総数を超える利用の申込みについて、条例第 7 条第 2 項の規定により、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、本園の教育理念に基づく選考等、事前に園長が定めて保護者に明示した公正な方法により選考する。
- 3 前項の選考の方法その他入園に必要な手続は、毎年度、募集要項を定めて明示する。

（緊急時における対応方法及び非常災害対策）

第 8 条 当園は、園児の安全の確保を図るため、学校保健安全法（昭和 33 年法律第 56

号) 第 27 条の規定により学校安全計画を策定し実施するとともに、同法第 29 条第 1 項の規定により危険等発生時対処要領を作成し訓練等を行う。

2 本園は 学校保健安全法及び条例第 33 条に従って、市町村、保護者等への連絡、警察署その他の関係機関との連携を図る。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第 9 条 当園は、子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

附則

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。